# 個別公共事業評価書(その4)

一平成21年度一

平成22年11月17日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画(平成22年7月23日改正)に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

#### 1. 個別公共事業評価の概要について

(評価の対象)

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価(新規事業採択時評価)、事業の継続又は中止の判断に資するための評価(再評価)及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価(完了後の事後評価)を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した事業等について実施する。

### (評価の観点、分析手法)

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1 (評価の手法等)のとおりである。

#### (第三者の知見活用)

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている(国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka)に掲載することとしている)。

#### 2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年度予算に係る評価として、河川関係予算を配分・執行する1事業について、再評価を実施した。事業種別ごとの件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\_public\_07.html)

事業名		評価項目	評価を行う過		
( )内は	費用	] 便 益 分 析	費用便益分析以外の主な評	程において使	担当部局
方法を示す。	費用	便 益	価項目	用した資料等	
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	·事業費 ·維持管理費	<ul><li>・想定年平均被害軽減期待額</li><li>・水質改善効果等(環境整備事業の場合)</li></ul>	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生の危険度 ・河川環境等をとりまく状況	・国勢調査メッ シュ統計 ・水害統計	河川局

## ※効果把握の方法

#### 代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給 した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

#### 消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる 消費者余剰の変化分を求める方法。

#### TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する 人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費 用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法) アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象 とする財などの価値を金額で評価する方法。

別添2

# 評価手続中事業(平成21年度評価)の再評価について

### 【公共事業関係費】

			i	再評価実	施箇所数	Ţ			再評価	話果	
		定 区 分	栽	続 うち見直 し継続	中止	評価 手続中					
河川事業	直轄事業等					1	1	1			

(注1) 再評価対象基準 一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業 長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業 準備計画段階:準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業 再々評価:再評価実施後一定期間(直轄事業等4年間、補助事業等5年間)が経過している事業 その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

別添3

# 評価手続中事業(平成21年度評価)の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【河川事業】 (直轄事業等)

<u>(</u>	7									
事 業 名 事業主体			費用便益分析				貨幣換算が困難な効	再評価の視点		担当課
	該当基準	総事業費(億円)		総便益:B(億円) 便益の内訳及び主な根拠		в/с	果等による評価	(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、 コスト縮減等)	対応方針	(担当課長
		(1011)				Б/ C				
<b>刺根川総合水系環 急整備事業(霞</b> ヶ 精環境整備)	その他	1, 496	2, 998	【内駅】 水質改善の効果による便益: 2.945億円 自然環境による便益: 45億円 河川利用推進の効果による便益: 7.6億円 【主な根拠】 (水環境) 思額: 308円/世帯/月受益世帯数: 2.355,663世帯 支払い意思額: 70.260世帯 (水辺整備) 315円/世帯/月受益世帯数: 9.688世帯 安払い意思 315円/世帯/月受益世帯数: 9.688世帯	2, 206	1. 4	・リの削減を強い、へをには宿な育整・けいに策辺効が、大きに、おり水出等を発生した。 はいればない はいいに はいいに はいいに はいいに はいいに はいいに はいいに はい	・霞ヶ浦は、流域はもとより首都圏の水資源の安定的 を確保に重要な役割を果たすとともに豊かな溶降環境 と水が等な役割を果たすとともに豊かな溶構成すと 水郷筑波国定公園の一部として良好な景観生育・自然 と水がら、水環境の再生、建ち棚の必要では高は骨の必要に をもなからことができる提均見過であり、 ・今後の東近の目処、また、地元からも整備では、社会情が できな時はない。また、地元からも整備では、社会情が でいまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまか		河川局河環線 環果 中章雅)